

令和6年度

社会福祉法人東京かたばみ会
事業計画

社会福祉法人東京かたばみ会

目 次

I 法人本部	1
第1 経営理念及び経営方針	1
第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況	2
第3 重点事項	3
II 調布八雲苑	6
第1 基本方針	6
第2 経営目標	7
第3 重点事項	7
1 管理課	7
2 福祉課	9
3 高齢者在宅サービスセンター	10
III 神代の杜	13
第1 基本方針	13
第2 経営目標	13
第3 重点事項	13
IV 調布市ちょうふの里	15
第1 基本方針	15
第2 経営目標	16
第3 重点事項	16
1 管理課	16
2 福祉課	17
3 高齢者在宅サービスセンター	18
4 地域支援課	19
V 上布田保育園	21
第1 基本方針	21
第2 経営目標	21
第3 重点事項	21
VI 調布なないろ保育園	24
第1 基本方針	24
第2 経営目標	24
第3 重点事項	24
VII 放課後児童部門	27
第1 基本方針	27
第2 経営目標	27
第3 重点事項	28
1 学童クラブ	28
2 児童館	30
3 放課後子供教室事業「あそびバ」	32

I 法人本部

第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は次のとおりである。令和6年度においても、法人の経営理念及び経営方針に基づき事業を展開する。

社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心でき、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共感を大切にします。

社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努める。

2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努める。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。

3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、専門性の向上に努める。

4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努める。

5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図る。

第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況

1 新年度予算に見る社会保障関係費の動向

政府は令和5年12月22日、一般会計総額を112兆717億円とする令和6年度予算案を閣議決定した。予備費の圧縮などで12年振りに前年度当初予算を下回る減額編成となったが、社会保障費は過去最大を更新し、国全体の予算としては、過去2番目の規模となった。

このうち、厚生労働省が所管する医療・介護等の社会保障費は、前年度比で6,734億円(2.1%)増の33兆5,046億円を計上し、内訳では年金給付費が3,160億円(2.4%)増の13兆3,237億円と最も多く、次いで医療給付費が1,175億円(1%)増の12兆3,532億円となっている。

また、令和6年度に障害報酬をプラス改定するとともに、障害福祉サービス等の利用者増加や高齢化による自然増に伴い、「福祉等」の予算額が前年度比で1,104億円(2.9%)増と伸び率が大きくなり、高齢化による自然増が著しい介護給付費を金額でも伸び率でも上回った。

令和6年度厚生労働省予算案における重点事項としては、物価高騰や賃金上昇等を踏まえた診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等の報酬改定があり、それぞれ0.88%、1.59%、1.12%のプラス改定となった。その他、介護分野では、医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進に30億円、地域医療構想等の推進に884億円、地域包括ケアシステムの構築に372億円が計上されたが、いずれも前年度より緊縮傾向にある。

2 特別養護老人ホーム等の経営状況及び介護報酬改定

厚生労働省が公表した「令和5年度介護経営実態調査」の結果によると、令和4年度の全サービス平均の収支差率は2.4%で、前年度より0.4ポイント低下し、過去最低となった。特に全体への影響が大きい施設サービスでは、人件費や光熱費の高騰が影響して、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の収支差率が、介護保険制度の施行後初めてのマイナスとなり、厳しい経営状況となっていることが明らかとなった。

また、独立行政法人福祉医療機構が公表した「2022年度特別養護老人ホームの経営状況について」のレポートによると、利用率が従来型(92.7%)、ユニット型(93.3%)ともに低下し、特養待機登録者数も従来型で16.5人、ユニット型で7.2人減少するなど、いずれも2016年度以降過去最低となり、利用率の向上と特養登録者数の確保が特養全体の課題として浮き彫りとなった。これに伴い、赤字施設割合も従来型が半数近くの48.1%、ユニット型は34.5%となり、従来型、ユニット型ともに前年度から拡大した。

令和6年1月22日には、令和6年度介護報酬改定案が厚生労働省の社会保障

審議会介護給付費分科会で了承された。介護報酬全体の改定率は、プラス1.59%、そのうち0.98%は介護職員の処遇改善に充てられる。基本報酬は特別養護老人ホーム、通所介護などで増額される一方、訪問介護など4サービスは減額される。また、現在3つある介護職員の処遇改善加算は6月に一本化し、令和6年度末まで経過措置が設けられることになっている。

3 こども家庭庁創設後の動向

政府は令和5年12月22日、こども家庭庁の令和6年度予算を閣議決定した。予算額は、一般会計と特別会計を合わせて5兆2,832億円で、前年度より4,728億円(9.8%)増加した。

児童手当については、所得制限の撤廃や高校生年代への支給対象拡大など抜本的拡充を行い、予算額は前年度より3,047億円増の1兆5,246億円に上った。従来、比較的手薄であった妊娠・出産期から0～2歳児に対する支援については、出産・子育て応援交付金による経済的支援に伴走型相談支援を組み合わせることで強化を図り、前年度比254億円の624億円を計上した。

また、令和6年4月から施行される改正児童福祉法により、各市区町村は、こどもへの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となるほか、親子関係の再構築支援や社会的養護経験者の自立支援などを拡充し、虐待防止や社会的養護関連予算が291億円(8.2%)増加した。

保育関連の予算案総額は2兆2,960億円(前年度2兆1,915億円)となり、保育士の配置基準見直しや処遇改善のために1兆6,617億円を計上した。4・5歳児の保育士配置基準を改正し、令和6年度から保育士1人につきこども30人とする基準をこども25人に改善を図るとともに、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえ、公定価格上の人件費が5.2%引き上げとなる。

更に政府は、令和5年12月22日、今後5年にわたるこども政策の基本的方針を示す初のこども大綱を閣議決定した。大綱は、令和4年に成立したこども基本法に規定がされており、妊娠出産に関する相談体制の強化やいじめ防止などライフステージごとに行うべき重要事項を定めている。政府は今後、大綱に基づき、毎年6月に具体的に取り組む施策を示す「こどもまんなか実行計画」を策定することになっている。

第3 重点事項

1 中期経営計画の着実な推進

現在、各施設において中期経営計画に掲げる経営戦略の実現に向けた取り組みを進めており、理事会や経営会議等での情報共有や計画策定時から契約を継続し

ているコンサルタント業者からの支援を受けながら、定期的に取り組状況の進行管理を行っている。

全体的には概ね順調に進んできている中で、前年度の業績を踏まえ、取り組みに遅れや懸案が生じている場合には、法人本部として重点的にサポートし、計画の見直しも含めて適宜時点修正しながら取り組みを進めるとともに、計画の4年目にあたる令和6年度についても、今後の新たな事業展開を見据えたうえで、これまで同様にPDCAサイクルを通じた振り返りや改善策を検討、実践しながら、法人としての歩みを着実に進めていく。

2 法人内業務の統一化・効率化

法人本部が中期経営計画に掲げるテーマの一つである「本部機能の明確化」の取り組みとして、法人内業務の統一化・効率化に向けたシステム導入検討プロジェクトチームにおいて継続的に検討を行っている。

その中で現在、調布八雲苑、神代の杜、調布市ちょうふの里で使用している出退勤システムのサポートが令和7年9月で終了することに伴い、複数のシステム業者からの情報収集及び提案内容を踏まえ検討した結果、令和6年10月から全施設共通の出退勤システムにリニューアルする方向性を決定した。本年度は、システムのリニューアルに向けた準備を着実に進めるとともに、給与明細の電子化や年末調整のオンライン化等の給与システムについても、令和7年度中の導入を目的に、引き続きプロジェクトチームでの検討を進めていく。

3 児童館の円滑な運営

調布市では、児童館の民間活力の活用方針に基づき、令和2年度から8年度までの7年間で、市内児童館11箇所のうち7箇所を公設民営による「地域型児童館」として民間事業者に委託することとしている。

その方針に基づき、順次民間委託が進められている中、調布市立多摩川児童館については、当該地域の学童クラブ等を本法人が受託運営していることから、令和5年度から本法人が多摩川児童館学童クラブを先行して受託運営を行っており、令和6年度からは本法人として初めて児童館運営を開始する。

そのため、児童館の設置主体である調布市と密に連携・協力しながら、地域とのつながりや良好な関係性を構築し、円滑な運営を図るとともに、これまで本法人が積み上げてきた児童対応のノウハウや行事・イベントの企画力、更には本法人の特色を生かしながら、幅広い世代の方が交流できる場を提供し、児童館の魅力積極的に発信していく。

4 児童部門の事業拡大に向けた取組

本法人が、経営理念及び経営方針に基づく事業運営を継続し、社会福祉法人としての役割を果たしていくためには、内部努力を続けていくことはもちろんのこと、調布市における高齢者福祉施策や子ども・子育て支援施策の動向を注視し、法人としての意見具申もしながら連携を密にし、市との協力体制の維持・強化に努めることが重要である。

とりわけ、保育園や児童館については、調布市から民間活力の活用方針が示され、公私連携型保育所への移行や児童館（併設学童クラブを含む）の民間委託が順次進められているが、本法人においても、調布市からの依頼を受け、令和6年度から調布市立多摩川児童館の受託運営を開始するとともに、令和8年度からは調布市立宮の下保育園を公私連携型保育所へ移行し、本法人が新たな保育園を設置、運営することが決まっている。

そのため、本法人における保育園及び調布市立学童クラブ・放課後子供教室事業部門の事業拡大に伴い、当該子ども関連施設を統括する部門を新設するとともに、新設する部門に新園の開設準備担当を配置するなど組織・人員体制の見直しを行い、市と連携・協力しながら本格的に新園の開設準備を進めていく。

Ⅱ 調布八雲苑

第1 基本方針

開設から37年目を迎える調布八雲苑における令和6年度の基本方針は、「利用者を尊重し、職員を大切にす施設」、「行政と連携し、地域の信頼と期待に応える施設」の2つを掲げ、中期経営計画に基づき令和5年度に実施した大規模修繕による空調機器の更新、施設の壁紙や建具の刷新による居住環境の改善をしたことで、利用者の皆様により快適な居住環境を提供しつつ、高齢者福祉施設としての役割を適切に果たしていく。

独立行政法人福祉医療機構が令和5年10月に公表した「2022年度 特別養護老人ホームの経営状況（速報値）について」によると、令和3年度から令和4年度における特別養護老人ホーム（従来型）の経営指標では、物価上昇等の影響で経費率が1.3ポイント上昇するとともに利用率はマイナス1ポイントで、赤字施設の割合は5.3ポイント上昇して47.3パーセント、実に5割近い施設が赤字という結果であったことから、依然として高齢者福祉施設の厳しい経営状況がうかがえる。

調布八雲苑の特養は従来型の施設であり、このような厳しい状況に備えて様々な経営改善策を実施してきた。平成30年度の業者委託給食から施設直営による給食への変更、令和2年度からのショート床の特養転換による4床の増床、更に利用者の高齢化、重度化が進みつつある中でも、中期経営計画に掲げる特養利用率の向上に向けて、退所から新規入居者の受け入れまでの期間短縮や空室日数の管理、地域のケアマネジャーとの連携強化、令和4年度には、職員の紹介による職員採用制度（以下「リファラル採用」という。）を開始した。令和6年度においても、適材適所の人員配置や職員の働きやすい職場環境の構築など、これからも経営改善に向けた不断の取り組みを継続していく。

厚生労働省は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設した。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、地域包括ケアシステムの構築を深化・推進して、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を展開し、利用者とその家族そして市民に高齢者が安全・安心に過ごせる居場所を提供していくこととしている。

調布八雲苑としても、調布市が策定する令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期高齢者総合計画との整合性を図りつつ、地域の関係機関との連携の更なる強化、地域住民との協働のほか、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロイ

ルス等の感染状況を考慮して実習生や研修生の受け入れを行い、ボランティアの皆様のご協力による円滑な施設運営を進めていく。

令和6年は元日の能登半島地震で幕を開けた。このような自然災害の発生は不可避であり、災害に備えた訓練の実施や計画を整備しておくことは必須と言える。令和5年度に策定した事業継続計画（以下「BCP」という。）を基本に、いざという時に職員が落ち着いて行動できるよう訓練や研修を定期的実施していく。そのうえで、施設内における高齢者虐待防止及び身体拘束適正化の研修のほか、各種委員会の機能を充実させ、全職員への意識を更に高めていく。

少子高齢化において社会全体が人手不足であり、多くの職種で人材不足が発生している中、介護人材の採用も非常に厳しい状況である。引き続き新たな人材の確保に力を注ぐ一方で、介護職員の負担を少しでも軽減すべく、腰痛予防や業務の負担軽減のためのICT機器やシステム等の導入の検討を進めていく。併せて国や地方自治体からの補助金等の情報を収集するとともに、介護に携わる多職種間の連携を一層推進し、良質なサービスの維持・向上と職員の働く環境の改善を図っていく。

更に、令和6年度は介護報酬改定の年でもある。その改定内容を精査するとともに、物価高騰が経営に及ぼす影響を考慮しつつ施設経営を行っていく。

感染症予防対策では、国や東京都の対策に従うとともに、令和2年8月から施設内で勤務する職員がそれぞれにエリアを決めて、毎日始業時の朝礼後に施設内の清拭による一斉消毒を継続して行ってきた。このような組織横断的な取り組みについては、東京都多摩府中保健所の保健師からも、当施設でのクラスターの発生抑止の一因となっている可能性があり、感染予防や職員の意識醸成には有意義な取り組みであると、一定の評価をいただいていることから、令和6年度においても継続して実施していく。

第2 経営目標

令和6年度の経営目標を次のとおり掲げ、目標利用率を達成し経営の安定化を図る。

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 利用率 95% |
| (2) 通所介護事業（通常規模型） | 利用率 85% |
| (3) 通所介護事業（認知症対応型） | 利用率 82% |
| (4) 居宅介護支援事業（介護予防プランを含む。）ケアプラン作成数 | 130件/月 |

第3 重点事項

1 管理課

- (1) 中期経営計画に基づく経営改善の取組

令和5年度は、令和2年度に策定した中期経営計画の3年目であったが、職員の欠員補充に十分な対応ができなかったことから、派遣人件費の増加や利用者の入院者数が高止まりしたこともあり、収支状況の改善を行うことはできなかった。中期経営計画4年目となる令和6年度については、課題となっている特養利用率の向上や人件費率の適正化のほか、施設全体での通信情報技術（以下「ICT」という。）化の推進、デイサービスでは他の事業所の規模縮小に伴う利用者の受け皿として新規利用者の獲得を目指すなど、中期経営計画に掲げる経営戦略の実現に向けて、職員と現状を共有し、意識醸成を図りながら継続的に取り組んでいく。

居宅介護支援事業所では、体制が整ったことに伴い令和5年10月から特定事業所加算を取得するなど、着実に内容の充実とプラン作成数の拡大を図っている。調布市と連携しながら引き続き地域のニーズに沿った支援を行いつつ、組織体制の拡充を進めていく。

令和5年度には、調布八雲苑として2度目となる大規模改修を無事に終了することができた。利用者サービスを更に向上できるよう、職員間の情報共有や職員研修の充実を図りながら、ニーズに応じた介護体制を整備していく。

(2) 人材の確保と育成

ここ数年、介護職への処遇改善加算等の導入により、待遇は改善されつつあるものの、介護職の養成校が閉校するなど、介護人材確保の厳しさは変わらず続いている。介護業務の機械化が叫ばれて久しいが、介護の主役はやはり人である。令和4年度からはリファラル採用制度の運用を始めるとともに採用媒体の拡大を図るなど、これからも求職者の動向を踏まえた求人方法や掲載媒体を工夫してより効果的な採用活動を進めていく。

特に伸びしろの大きい新卒職員の確保については、養成課程を有する高等学校や専門学校等へできるだけ早い時期に訪問を行い、研修生や実習生の受入れを進めるとともに、介護体験等の共有を深めつつ雇用機会の拡大に積極的に取り組んでいく。

更に、職員の資質と技術の向上を図るため、職員研修計画に基づく施設内研修を定期的実施する。それ以外にも職員のキャリア形成に合わせた東京都社会福祉協議会主催の研修や民間研修機関によるオンラインや実践型の基礎的及び専門的な研修等に積極的に参加できる体制を構築していく。

(3) 給食内容の充実

平成30年度から直営化した給食は、特別養護老人ホームやデイサービスを問わず、利用者にはとても好評である。利用者それぞれの体調や栄養状態に配慮し介護に関連する多職種間での情報共有と連携に基づき、きめ細かな対応を行っている。献立についても地域の業者を中心に食材を購入し、旬の食材を取り入れ、季節

を感じられるよう食事の提供をしているところである。

一方、高騰する食材料費や燃料費への対応、時間と人手のかかる仕込みと調理による提供にはコストもかかり、完全調理品を適切に組み合わせる工夫も必要であることから、そのバランスを検討しつつ、幅広く取り組んでいく。

(4) 神代の杜との連携

調布八雲苑のサテライト施設である神代の杜は、令和6年度で開設から12年を迎える。BCPにおける相互支援、研修の合同開催などをはじめ、神代の杜との調理面での連携を図るとともに、職員の人的交流や運営面でのノウハウの共有、施設管理や運営上の課題解決に向けた情報共有を行うなど、両施設間の連携強化に努めていく。

2 福祉課

(1) ケアの質の維持と多職種連携の推進

令和6年度においても、入居者一人ひとりに寄り添った適切なケアの提供を推進するため、多職種協働を基本にアセスメントやカンファレンスの充実により、全職員で一貫性のあるケアに取り組んでいく。

また、介護介入が増加傾向にあるケアについて、その質を維持・向上するため、新たな介護機器の取り入れやケア用品の見直しを行い、効率化を推進しつつ新たな業務体制を構築する。

(2) 安心な暮らしと緊急時体制の強化

入居者の選定にあたっては、介護の必要度の高い要介護4又は5の方を優先して受け入れていく一方で、在住している入居者の高齢化も進んでいることを踏まえ、生活の場である当施設が「安心な暮らし」を継続できるよう緊急時の対応とともに協力医療機関との連携強化に努めていく。

また、当施設では「看取りケア」を行っていないことから、生活を支援する場であることを本人及びキーパーソンと事前に十分確認するとともに、「本人の意思尊重」を基本とした緊急時の対応や救命等における事前承諾書の活用により意思決定を支援していく。

(3) 家族との信頼関係の強化と連携

新型コロナウイルス感染症の5類変更後、制限を設けつつも徐々にキーパーソンの入室機会を拡げてきたところである。令和6年度においても、感染対策の徹底を図りつつ、面会機会や面会方法を工夫していく。

また、近年、キーパーソンの遠距離化や高齢化、単身化など入居者の家族状況にも変化が見られてきている。令和6年度は介護報酬改定を迎え、キーパーソン等との連携機会の増加が見込まれることから、キーパーソンの状況確認とともに、丁寧かつ十分な説明による同意（インフォームドコンセント）に努め

る。

(4) 新規利用者の迅速な導入と空床期間の削減

令和6年度も従来型多床室の特徴を踏まえ、重介護度傾向の方を優先的に受け入れていく。

また、空床期間の縮減のため、入院者等の状況把握を行うとともに、入居候補者の選考を令和6年度も定期的に行っていく。

なお、市内外の関連機関への空床情報の提供を積極的に行い、新規入所希望者への案内に努めるとともに、従来型多床室特養を希望する申込者の確保を図っていく。

(5) 介護保険制度の改正に伴う協力体制の再構築

令和6年度の介護報酬改定においては、BCPの策定義務が取り上げられている。これについては、これまでに作成しているBCPの実践的取組が重要となるため、地域や医療機関に限らず入居者家族による利用者支援など、多岐にわたる連携体制の構築に着手していく。

また、介護保険制度における事務業務の増加とともに効率化に伴うICTの専門的知識やPC（パーソナルコンピュータ）技術の重要性が増していることから、一定の技術習得とともに研修機会の確保や情報共有環境を整えていく。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) デイサービス

ア サービスの質の確保と介護保険制度の改定への取組

デイサービス事業においても、高齢者虐待防止法の推進や業務継続を目的とした災害対策、感染症対策、地域との連携など、特養併設サービスの特徴を活かし取り組んできた。このことを踏まえ、令和6年度も施設と一体的に取り組む、事業の質の維持・向上を図っていく。

また、令和6年度の制度改正では、サービス内容に大きな変更点は見られなかったものの、人員配置基準の緩和や育成、生産性の向上が挙げられている。このことから、適正な人員配置とともに介護能力の向上に努めることにより、信頼性のある運営体制を維持していく。

イ デイサービスの相互支援効果を活かしたプログラムの推進

令和6年度は、新型コロナウイルスの類型変更や感染状況の沈静化に伴い、徐々に開放してきたデイサービスの活動内容を新たにプログラム化し、サービス内容の利用者満足度の向上を図っていく。

また、令和6年度も利用者及び主介護者からのニーズの高いデイサービス機能を維持し、利用者ニーズに応じた選択的活動の提供や利用者間における相互支援効果を発揮し、関係機関や家族との信頼関係の強化に努め

る。

ウ 利用率及び収支の安定化の維持

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の分類が5類に変更された中においても、デイサービスの集団活動性を安全に運営するため、感染症対策を徹底し継続してきた。この間、毎月の課内会議において感染対策の徹底や緩和内容の検証を行い、利用者や家族に協力をいただきながら安全性を担保してきたところでもある。

このことを踏まえ、令和6年度も引き続き、感染症の感染状況に応じた運営に注力するため、利用者数の定員管理を徹底するとともに、関係機関に対する利用者募集の広報活動を行い、新規利用者の確保を図っていく。

また、収支の安定化の一環として、物価高騰による活動費への影響を踏まえ費用対効果の検証を行うとともに、令和6年度の介護報酬改定に合わせて活動費の分析や使途の検討を進めていく。

エ 認知症高齢者ケアの実践と家族支援

認知症対応型通所介護においては、令和6年度も引き続き「自己実現」「自己達成」を目標に、心身機能の活性化に繋がるプログラムの展開に努めていくとともに、運営推進会議の意見を基に適切な事業運営に力を注いでいく。

また、家族（介護者）の多様化する介護環境に迅速に対応するため、サービス提供時間の適切な運用や臨時利用の活用など、ケアマネジャーとの連携を深めるとともに、家族（介護者）との情報共有を強化していく。

(2) 居宅介護支援事業

ア ケアマネジメントの質の向上及び公正中立なケアマネジメントの継続

令和6年度も引き続き、「利用者が望むその人らしい生活の実現」を目標に、公正中立なケアマネジメントを維持し、自立支援型・機能向上型の視点から専門性の高いケアマネジメントを実施する。

また、令和5年度から算定を開始した特定事業所としての質を確保し、地域ケア会議の参加やケアプラン点検、事業所内連携を積極的に実施することで、利用者の意思に基づいたケアプランが適切に提供できるよう、介護支援専門員の資質向上に努めていく。

イ 地域高齢者への支援強化と健全な経営体制への取組

調布市八雲台地域に所在する特養併設の居宅介護支援事業所であることを自覚し、各関係機関と連携を図り、地域に貢献できるよう「切れ目のない医療及び介護サービスの提供」を基本方針とし、利用者及び介護者が安心して生活を継続できるよう努める。

また、令和6年度においては、医療・障害・介護のトリプル改定があったこともあり、介護保険制度に特化せず、様々な分野における知識の習得を目

的に研修機会へ積極的に参加するほか、職員一人ひとりの事務効率化を図りながら支援の質の向上に繋げていく。

Ⅲ 神代の杜

第1 基本方針

本施設は、地域密着型介護老人福祉施設であり、かつ調布八雲苑のサテライト施設である。このことから、調布市と調布八雲苑との密接な連携と情報共有により、円滑な施設運営を行う。

また、地域密着型施設としての機能強化を図り、地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）、地元自治会、地区の民生児童委員協議会や近隣の小学校・保育所などをはじめとする関係機関との連携を重視し、地域に貢献するとともに、地域から選ばれる施設になることを目指していく。特に令和6年度については、地域とのつながりや連携に重点を置きながら、安心・安全な施設運営を確立できるよう努めていく。

利用者ケアについては、一人ひとりがその人らしくこれまでと変わらない日常生活を維持できるよう、ユニットケアの特性を活かした支援体制の確立を図る。

なお、中期経営計画4か年目の取り組みも前年度に引き続き「拠点の戦略」を推し進めていくとともに、介護保険制度の改正に伴う対応については、協力医療機関との一層の連携強化を求められていることから、入居者が体調不良となっても円滑かつ適切な医療が提供できるよう、医療機関との連携協力体制や関係性を構築していく。

第2 経営目標

利用率については、以下のとおりとする。

中期経営計画では、ここ数年の実績から達成可能な目標値としているが、令和5年度の実績を勘案するとともに、特に短期入所生活介護事業（ショートステイ）については、中期経営計画に基づく取り組みを推進することにより、更なる利用率の向上を目指し設定した。

(1) 介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	利用率 95%
(2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ）	利用率 80%

第3 重点事項

1 施設の特性を活かしたサービスの提供

ユニットケアにおける介護職員の配置は、ユニット固定が原則となっている。神代の杜においては、3ユニットの特性を活かして固定配置をしつつも、他ユニットの勤務を行うことで、職員間での情報の共有化を適切に図り、ユニット間で助け合う体制を構築する。

また、ユニットリーダーを指導担当とするOJTの仕組みを構築し、職員個々の気づく力を養成しつつ、介護力の向上を目指す。

2 安定した経営のための取組

中期経営計画に掲げる経営戦略を推進するために、ショートステイの利用率維持・向上に向けた手段を講じる。

第一に、前年度に引き続き、三鷹市内及び調布市内東部地区の居宅介護支援事業所への営業活動を継続する。特に、利用者を通じて関係性が構築できたケアマネジャーが別の居宅介護支援事業所の所属となった場合には関係性を継続するなど、神代の杜の事業を認知しているケアマネジャーの絶対数が減少しないよう対策を講じていく。

また、安定した経営のためには、適切な人件費率を維持することが重要である。そのためには、直接雇用職員の採用と継続して就業できる体制整備かつ支援が必要になる。その一つの手段として、有期契約介護職員がワークライフバランスを保てるよう多様で柔軟な働き方を選択できる体制を構築することで、安定的に就業できる機会を提供していく。

3 地域密着型施設としての地域貢献について

感染症防止対策を講じつつ、地域団体に対して地域交流スペースを活用してもらえるよう再周知し、地域活動の積極的な受け入れを行い、地域との関係性を再構築する。

神代の杜は、一般の避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所として指定されている。このことを近隣自治会や地区協議会と共有し、災害時の相互協力体制を継続していく。

また、2か月に1回開催している運営推進会議で地域の情報収集を行うとともに、施設の諸課題に対する意見交換を行う。

なお、引き続き、北ノ台地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）の役員及び運営委員として参画し、安心・安全グループ委員として、地域の交通安全対策を検討・協議していく。

IV 調布市ちょうふの里

第1 基本方針

1 人材の確保・育成

介護・看護職の人材不足は危機的な状況で、ちょうふの里においても、特に介護職員については、欠員状況が続いている。

令和6年度は最重要課題として捉え、求人活動を多種多様な方法で実施していく。

具体的には、法人のホームページ、ハローワーク、有料の求人サイト、調布市報や調布市のホームページなど様々な媒体で適宜、求人を掲載するとともに、福祉系専門学校やハローワークが主催する就職説明会に参加するなど積極的に取り組んでいく。

施設見学については、能動的に呼びかけをするなど広く施設を知る機会を増やし、丁寧な対応を進めていく。

また、職員が安心して働ける職場環境づくりを進め、課内研修や外部研修を活用し、資質の向上を目指していく。

2 利用者サービスの向上と高齢者福祉の推進

ちょうふの里では、利用者一人ひとりの人権を尊重し、尊厳ある暮らしが送れるよう日常生活の支援をしている。日常生活の支援については、全ての事業において、利用者やその家族の希望を踏まえたケアプラン（介護・機能訓練・栄養・口腔・健康）を基本とし、サービスを提供するとともに、利用者、家族及び関係者とより一層強い信頼関係を築くために、適時・適切な情報提供及び共有を実践していく。

また、事故防止及び感染症予防への対策に万全を期するために、毎月の訓練を行うことや万一の災害発生時に備えた備蓄品の確認及び補充を進め、安心して利用できる環境を整備する。

高齢者福祉の推進にあたっては、公施設としての役割を認識し、地域福祉や災害避難所の拠点として福祉・介護サービス等の質的向上を図る。

また、コロナ禍で希薄になった地域住民等との関わりをより一層推進し、地域住民との良好な関係を築くことにより「選ばれる施設」になることを目指していく。

3 介護保険法改正及び介護報酬改定への対応

令和6年4月より介護報酬が改定されるため、新設内容や変更点について正確に把握し、各事業所と情報の共有を図り、利用者や家族へ丁寧に情報の提供をしていく。

第2 経営目標

各事業の利用実績や内部努力により現実的に達成可能な目標値とした。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用率	96.0%
(2) 短期入所生活介護事業（単独型ショートステイ）	利用率	92.0%
(3) 通所介護事業	利用率	80.0%
(4) 通所介護事業（認知症対応型）	利用率	75.0%
(5) 居宅介護支援事業	ケアプラン作成数	170件/月
	予防プラン作成数	20件/月
(6) 訪問介護事業	サービス提供時間数	530時間/月
	障害サービス提供時間数	20時間/月

第3 重点事項

1 管理課

(1) 中期経営計画に基づく取組の推進

中期経営計画の4年目にあたる令和6年度においては、通所介護事業における送迎効果の検証や理学療法士の非常勤対応についての計画の見直しを行い、引き続き公営施設としての役割を認識しつつ、それぞれの事業所間で連携・協力し、情報の共有をしながら、経営戦略の実現に向けて着実に取り組みを進めていく。

(2) 経費の削減

現在、物価高騰や燃料費等の高騰が続いており、利用者サービスに影響のないところで経費の節減を進めていく。

令和5年度は、ちょうふの里で働く職員から広くアイデアを募るためにアンケートを実施した。

その中では、「印刷経費の削減を目的にペーパーレス化の推進」や「エコタイムを設ける」など合計49件の多くの案が提出された。

令和6年度は、提案されたアイデアからすぐに経費節減対策に対応できる内容と予算が必要な内容にそれぞれ分類、選択、検討し、取り組んでいく。

(3) 安定した食事の提供と環境づくり

給食調理業務の直営化から5年が経過した中で、日々の業務については安定した食事を提供できる体制が整ってきた。

しかしながら、募集しても応募の少ない調理補助員や現在就労している調理補助員の高齢化など、人員体制の点で多くの課題があるため、業務改善を進めるとともに、継続的に職員の募集を行っていく。

2 福祉課

(1) 利用者の尊厳の尊重

- ア 利用者の「今できること」、「個々の思い」に即したケアプラン作成に努め、一人ひとりの個別性を理解し、その方に応じた介護を実践する。
また、利用者に寄り添うケアを多職種間で連携して取り組む。
- イ 法人の職員コンプライアンスマニュアルをもとに、介護サービスに携わる職員として自らの行動を律し、利用者の尊厳を大切にしたい支援に努める。

(2) 利用者支援の充実

- ア 利用者情報を共有できる記録ツールを活用し、利用者の心身状態や生活課題の把握に努め、適切な介護・看護を多職種共同で実践することで、利用者個々の有する能力が可能な限り発揮できるようサービスの提供を行う。
- イ 引き続き様々な感染症への対策を講じながら、季節を感じられる行事及び余暇活動、屋外への外出活動も取り入れ、利用者相互の交流やメリハリのある日常生活に繋がれるよう取り組んでいく。
- ウ 利用者が明るく楽しくゆったりと生活できるよう、日ごろから感染症や介護事故及び有事等への対応力強化を図り、安心して安全なサービス提供に努める。
また、福祉器具の更新や生活動作支援用具などの使用を進め、利用者及び職員にも負担の少ないケアを推進する。

(3) 職員・人材育成の充実

- ア 施設内・外の研修へ積極的に参加し、各種介護現場や会議等でその内容の共有化を図り、サービス向上に努める。
また、課内研修（さとまる講座）を活用し、日々のケアの課題解決や知識と技術の向上を図り、質の高いケアの実践に繋がるよう人材育成を行う。
- イ チューター制度の導入を進め、職員が学びやすく働きやすい職場環境をつくり、職員個々が指導力とマネジメントスキルを学びながらキャリアアップにつながるよう育成を促し、人材の定着にも繋げる。
- ウ 介護実習や体験学習など、関係教育機関と積極的に情報交換を行いながら福祉人材の育成に寄与し、魅力ある学べる職場づくりを推進し、安定的な人材確保に繋げる。

(4) 利用者家族との連携

- 感染症対策等を講じながら、利用者家族と分かりやすく情報交換が行える機会となるよう面会の方法を再検討していく。
また、利用者の心身状態や日々の生活等、必要な情報の共有を図りながら家族との連携強化と信頼関係の構築に繋げる。
その他、個別カンファレンスを引き続き行い、時宜を得た対応が行えるよう

調整していく。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) 通所部門

ア 円滑な在宅生活を継続するための支援

ちょうふの里の特色である理学療法士が行う機能訓練を提供し、身体状況や精神状況の悪化防止と機能向上に努める。認知症の人には五感を意識した活動を進めていく。

在宅での入浴が困難な利用者には、安心して安楽な入浴を提供することで、健康保持や清潔を促進し、家族の負担軽減に繋げていく。

また、総合事業通所型サービス（市基準サービス）をアピールし、登録者の確保に努めていく。

イ 職員育成の強化

定期的に会議等で勉強会を開催し、職員の介護への気づきを促すとともに、介護技術の標準化を図り、利用者対応の向上に努めていく。

ウ 感染対策への対応

引き続き感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）への対応については、感染予防対策の変化に対応しながら、利用者が安心して安全に活動ができるよう感染予防の励行に努めていく。

エ 家族支援の拡充

家族会や絆の会を開催し、家族の心情を共有する場を提供していくことで家族の精神的負担の軽減を図っていく。

オ 安心・安全の配食と安否確認の実施

引き続きアレルギーや食中毒には十分注意を払い、多様化する食種への要望についてもきめ細かな聞き取りをした上で、安心して食べられる食事を提供する。

また、調布市の配食事業は安否確認に重きを置いていることを再度、関係機関への周知に努めていく。

(2) 短期入所部門

ア 利用者援助の充実

利用者や家族の意向を可能な範囲で尊重し、定期的または状態変化時に利用者にとって必要なサービスを介護計画書に反映していく。

また、利用者にとって利用しやすい満足していただけるサービスの提供に努める。

イ 人材確保と育成

人材不足の中で利用者が安心、安全に利用できるよう、必要な人材を確保

し、職員の安全、安心な労働環境を整備する。

また、引き続き課内研修を開催しながら職員個々の知識の習得・技術の向上に繋げていく。

ウ 感染対策

5類になったことで利用者や家族のマスク着用率も下がり、新型コロナウイルス等の感染症が施設に持ち込まれる危険が高くなっている。これまでに講じた感染対策も変化してきているため、利用者が安心、安全に利用できる環境整備や感染予防策の強化に努める。

エ 安定した事業運営

毎年行っている満足度調査を通して、施設に対する利用者等からの要望を把握し、より良いサービスの提供へ繋げていく。

また、毎月、新規利用者の獲得や空床の利用を勧め、利用率の向上に努める。

4 地域支援課

(1) 地域包括支援センター

ア メイン・サブセンターの運営

サブセンターは、令和3年4月の開設から安定した運営を行っていたが、貸主の都合により令和6年3月から新たな場所に移転し運営を継続している。地域住民・関係機関に対してサブセンター移転先の周知を、地域包括支援センターのPR活動の重要事項に掲げて取り組む。

また、令和6年度は、「第9期調布市高齢者総合計画」の初年度であり、その内容を基本とした事業運営を行っていく。

イ 総合相談支援業務の充実

地域包括支援センター及びサブセンターは、高齢者やご家族の方が身近な地域で気軽に安心して相談や情報提供を受けられる総合相談窓口となっている。多様化する相談に対応できるよう「包括的・継続的ケアマネジメント」、「虐待防止・権利擁護」、「介護予防支援」などの基本的な機能に加え、「認知症支援・医療福祉連携」についても維持、向上を図っていく。

ウ 関係機関との連携強化

「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取り組みについては、地域包括支援センターが中心となって、「地域ケア会議」や「関係者会議」を企画・開催していく。実際の支援困難ケースや医療依存の高いケースへの協働支援は、重層的支援体制整備事業を活用するとともに、医療・福祉機関の専門職との多職種連携については、オンラインも活用し強化を図る。

また、社会福祉協議会職員と協同し、小中学校への認知症サポーター養成

講座による将来を見据えた街づくりや、新たな介護予防活動の取り組みを継続して推進する。

その他、調布市と連携し、「調布市もの忘れ予防検診」受診者のフォローを行うことや、認知症疾患医療センターとの認知症カフェなどによる、ケアラー支援の充実を図る。

(2) 居宅介護支援事業所

ア 収支の安定と信頼されるマネジメントの実施

現在、取得している「特定事業所加算Ⅱ」を継続し、介護支援専門員一人ひとりが担当するケアプランの目標数を達成することで収支の安定を図る。

また、「特定事業所加算Ⅱ」の要件を遵守し、質の高いケアマネジメントを実施することで、利用者が安心して在宅生活を送れるように支援する。

イ 介護支援専門員の質の向上

利用者の支援に必要な知識や情報を積極的に収集し、毎週開催している「ケアマネ会議」で確認・共有を行い、より質の高い支援を目指す。

また、法改定に伴い、変更点等を迅速、かつ正確に把握して、利用者及び家族がスムーズなサービスが受けられるように取り組んで行く。

(3) 訪問介護事業所

ア 利用者の自立支援を意識したサービスの提供

利用者が自分のペースで快適に在宅生活を送れるように、自立支援を意識したサービス提供に努める。そのため、自立支援に必要なノウハウを月に一度開催している「ヘルパー会議」で確認・共有していく。

イ 経営の安定

身体介護支援の積極的な受け入れにより、収支アップを図るとともに、ヘルパー同士の意見交換の場を定期的に設けて、不安や不満の解消に努める。

また、運営状況に応じた空き情報を迅速に居宅介護支援事業所に提供し、更なる新規利用者の取得に努める。

V 上布田保育園

第1 基本方針

新型コロナウイルスが5類となり、保育園の子どもたちの生活がようやく日常に戻ってきた今、少子化社会が一気に押し寄せ、国の将来推計をも超えて進行してきている。調布市内の保育園でも0歳児の大幅な欠員状況が見られるなど、その影響は大きく、今後の保育園の在り方や何を意識して保育に向き合っていくべきかということ問われる時代へと突入してきている。

令和5年に発足されたこども家庭庁では、こどもまんなか社会を実現していくために、様々な取り組みを進めている。その中で、令和5年12月に閣議決定された幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンでは、「すべての人や環境を活かし、こどもの育ちを支える」ことが示されている。これまで、子どもを取り巻くおとなの役割として、上布田保育園においても職員と保護者が手を組み、肩を並べ子育てに向き合うことを大切にしてきた。子どもたちの未来を保障していくために、社会情勢を鑑みながらもう一步視野を広げ、地域社会全体で子どもを育てる時代を作っていくことが保育園の大きな役割となってくる。開かれた保育園として、保護者にも保育活動に参画してもらう中で、こどもの育ちを喜び、楽しみながら保護者との繋がりを大切にするとともに、保育活動では地域社会へと繰り出し、多くの人々との繋がりの中で、子どもたちの豊かな育ちと安心で充実した子育てのサポートに努めていく。

また、子どもたちが小学生、中学生になっても、地域のおとなたちが温かく見守り、一人ひとりの育ちをサポートしていく地域社会を作っていくために、職員と保護者、保護者同士、そして地域との繋がりを築いていくことに力を注いでいく。

第2 経営目標

職員の視野を広げ保育の質を高めていくために、法人内の保育施設2園での合同研修及び、園内でのクラス担任の交換研修を実施し、職員同士が学び合える場を提供していく。

- (1) 保育園2園での職員交換研修 年4回
- (2) 園内でのクラス担任交換研修 年7回

第3 重点事項

1 中期経営計画への取組

中期経営計画に基づき、こどもの育ちを促す環境の整備、修繕計画の遂行、保育の質の向上を目指した職員育成等に、計画的に取り組んでいく。

また、毎月の運営会議にて進捗状況を確認し、園長、主任、副主任を中心に推し進めていく。

2 豊かな育ちに繋げる保育

子どもたちが主体的な活動を繰り返し広げていく楽しさを感じながら、夢中になって遊ぶ時間を過ごし、その活動の中で人との関わりや対話を楽しみ、豊かな発想から遊びを深めていく。

また、遊びを通して成功や失敗などすべての経験を豊かな育ちに繋げ、生きる力をつけていくことを目指していく。

- (1) 子どもたちの豊かな感性を育むための環境作りとして、主体的な遊びが生み出され、やりたいことや深めていきたいことがあふれ出し、遊びが止まらない園庭作りに取り組んでいく。

また、一人ひとりが安心して過ごせ、ワクワクする体験ができる環境、年齢にあった発達を促す環境、自然や遊びが豊かな環境を目指し、職員を中心に子ども、保護者も一緒になって園庭作りに携わっていく。

- (2) 食育活動や調理保育など、食を通して生きる喜びや楽しさを味わうとともに、給食のお味見当番、朝食を食べることの大切さを知るイベント「朝の散歩楽しみ隊」、野菜作りを通しての収穫の喜び、給食のお手伝い調理などに取り組んでいく。

また、子どもとおとなの共主体の活動の中から、食に携わることの楽しさや喜びを味わうだけでなく、活動の中から責任感や自己肯定感などの子どもの育ちを見極め共有、共感しながら、調理室と保育室が一体となって取り組んでいく。

- (3) 日々の保育の中でその日の遊びの「振り返りの会」を毎日行い、縦割り保育を軸に子ども同士の繋がりを深めていくこと、遊びの継続性や発展性を高めていくこと、子どもたちの表現力や認め合う心、自己肯定感を育てていくことを目指していく。「振り返りの会」で子どもと職員が遊びを語り合い、ともにワクワクする体験を積んでいくことで、子どもとおとなの共主体な活動へと繋げていく。

また、その様子を毎日掲示ボードにて「見える化」していくことで子ども、職員、保護者が日々の遊びを共有し、育ちを感じながら様々な形でその活動に参画していく。

3 子どもを真ん中に職員と保護者、保護者同士が語り合える関係作り

子どもが健やかに育っていくために、職員と保護者との信頼関係を築き、子どもにとっての最善について肩を並べて考え、子育てを一緒に楽しむ関係を作って

いくことに取り組んでいく。

また、保育園を介して保護者同士が繋がっていくことにより、それぞれの子育てが孤立せず、お互いを支え合える子育て仲間が広がっていくためのサポートに力を注いでいく。

- (1) 行事や保育のお手伝い、保育士体験など、保護者が保育園に足を運ぶ機会を多く作り、子どもを真ん中に職員とともに笑い合い、喜び合う経験を積み上げ、職員と保護者が子どもの育ちについて語り合える関係を作っていく。
- (2) 保護者同士や家族同士が知り合い、関わり合う機会として、懇談会をはじめ、ファミリー遠足や「朝の散歩楽しみ隊」などのイベントを設けるなど、子育て仲間が繋がることで子育ての悩みを相談し合い、語り合う関係作りをサポートしていく。
- (3) 子どもの遊びの中からの学びや育ちについて、日々の配信やおたより、行事ごとのドキュメンテーションなどでこまめに発信し、保護者にとって開かれた保育、見える保育、伝わる保育、参加する保育を目指していく。

4 職員がお互いを認め合い、高め合いながらいきいきと働く職場

子どもにとっての最善の利益を追求することを軸に、職員同士が一緒に考え語り合う風土作りに取り組み、それを積み重ねていくことで、目指す保育の擦り合わせ、並びに保育の質の向上へと繋げていく。

- (1) クラス担任交換研修、園庭改造計画を含めた保育環境作り、子どもの遊びの検証など園内研修を計画し、職員が主体となって取り組む。
また、職員が思いを語り合い、共有していく機会を多く持ち、その中で子どもの育ちに対する共感や保育での一体感を味わう経験を積むことで、職員の同僚性を高めていく。
- (2) 調布なないろ保育園との合同研修や他施設への見学や交流をもとに、それぞれの職員の視野を広げ、自園の保育や保育環境の整備に役立てていく。
- (3) 職員の配置や人員の見直し、仕事内容の整理をしていくことで、職員一人ひとりが時間と心にゆとりを持ち、意欲的にいきいきと仕事に取り組める環境整備に努めていく。

VI 調布なないろ保育園

第1 基本方針

令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に引き下がり、ほぼ1年間近くを経てコロナ禍前の制限のない保育園の暮らしが戻ってきた。この間、日々子ども達の暮らし方や、保育園での行事の在り方などを見つめ直し、今まで以上に居心地のよい環境作りを目指してきた。本年度も引き続き一人ひとりの子どもを大切に保育を行うために、それぞれの子どもの性格や興味、また家庭状況、利用時間等、個々の違いを認め合った環境を丁寧に作っていき、子どもが自ら意欲的に暮らしに参加できるよう整えていく。

中でも令和2年度に一部改築した園庭（縁庭）では、改築後4年間をかけて遊びの事例を積み上げてきたことで、子ども達の心と身体の豊かな育ちを実感することができている。今後の発展に向けて望ましい方向性が見え、自信を得ているので、本年度は残り部分の改築計画を夢を描きながら作っていく。

また、前年度に保護者からアイデアをもらいながら様々な工夫を凝らして実施した「お父さん集まれ・お母さん集まれ」の集いや「おつかフェ」「七色亭おつかカレー定食」等の企画が定例化し、子育ての連帯感がさらに深まっているため、本年度においても引き続き実施していく。

さらに、令和8年度からの調布市立宮の下保育園の公私連携型保育所への移行に伴う新園の開設に向けて、職員の異動や園内の職員構成など、今まで以上の大きな変動が予想される。現在の保育の質を職員一人ひとりが意識して維持しながら、さらに充実していくよう、職員間の対話を重ね、強みである同僚性を発揮していくとともに、外部の研修や他園の保育見学を積極的に行うなどして、自園の保育に活用していく。

本年度も育ての主体である保護者と保育者が一緒になって時代を読み、子ども達の願いを叶えながら、保育園に関わる全ての人にとって、園が子育ての拠点となるよう努力していく。

第2 経営目標

園の保護者や地域家庭が集う機会を、前年度に対し10%増加して実施する。

第3 重点事項

1 中期経営計画の取組

中期経営計画に基づく経営課題を実現するため、進捗の管理や報告を職員会議等で確認しながら、行動計画のテーマに沿った取り組みを実行する。

また、取り組み状況を定期的に保護者や第三者評価機関にも開示するとともに、経営コンサルタントからのアドバイス等も受けながら園運営が客観的な視点で確認してもらえる機会を設け、運営に生かしていく。

2 生きる力を見守る保育実践

人生の大事な土台を作る乳幼児期に子ども達の好奇心が満たされ、それぞれの思いが保障されるよう、子どもとの対話を大切にしながら担任やクラスの枠を超えて保育を見守り、能動的な活力になるよう見守っていく。

(1) 遊びと暮らしを繋ぐ保育実践

保育園での一日の暮らしを子ども達がデザインできるように、年齢を超えた保育室の環境を整え、子ども自身が環境を選んで保育に参加し、遊びや人との出会いを通して充実した日々が過ごせるよう配慮していく。

また、保育士は子ども達と共に日々の保育を話題にして、その日その時のエピソードを振り返り、明日の保育に繋がるよう工夫を凝らしていく。

(2) 保護者・地域との共同的な関わり

「保育参加」「保育講座」「お父さん集まれ・お母さん集まれ」等、保育園と保護者とが関わり合い、絆を深めていく場を企画し設けていく。前年度に子育て支援の新たな方法として開始した「おつかフェ」「七色亭おつかカレー定食」「福服縁結び」「どうぞのくつ」等の企画は保護者から好評なため、本年度においても楽しみながら継続していく。

また、地域家庭が気軽に来園し、保育園と協力して子育てを行えるよう、定期的な縁庭開放やマタニティ講座を開催し、保育園とのパートナーシップを築いていく。

(3) 好奇心をくすぐる園庭（縁庭）づくりの計画

令和2年度に南側を改築した縁庭は、子どもが創造力を膨らませ、創意工夫をしながら遊びに没頭できる場所となった。しかし、北側については開園から手つかずで南側との繋がりが薄く、遊びの発展性や継続性の面では不十分なため、縁庭全体が一体となって、さらに遊びが充実するよう一年をかけて計画内容を検討していく。

3 職員の資質向上

(1) チーム力向上を目指した研修参加

前年度まで職員同士の対話を目的とし、各クラスや職層で共通する研修に参加をしてきた。回を重ねて受講する中で、保育の情報等を職員間で共有し、それを日々の保育に生かしてきた。そこで、本年度は保育の質をさらに深めていくことを目的に、理想に近い保育を行っている他園の実践を複数名で見学に行き、園に生かしたい内容を会議等で整理をして職員間で共有しながら目指す保育実践に活用していく。

(2) 合同研修の実施

上布田保育園との交換研修も3年目となる中で、定期的にそれぞれの園の成果や独自で工夫している点等を職員間で共有し、それを基に園内研修等で意見

交換を行うなど、さらに職員の交流を深め、自園の保育に役立ていく。

4 SDGsの実践

SDGsの到達目標の中から、令和4年度より取り組んでいる「つくる責任つかう責任」に継続して取り組む。

また、他国で起きている紛争や貧困などの情勢を踏まえながら、園として取り組んでいる内容が、子ども達の身近な暮らしにどのように役立つのか等を子ども達や保護者にもわかりやすく伝え、資源や環境を大切にする意識を醸成できる機会や体験を積極的に企画・実施していく。

Ⅶ 放課後児童部門

第1 基本方針

学童クラブでは、法人が培ったこれまでの経験と、子どもたちへの育成実績を踏まえ、以下の3つの年間育成目標を掲げ育成支援を行うとともに、各学童クラブの特色や環境に合わせた重点事項及び月間目標を定め、保護者や地域の関係団体等との良好な関係を築きながら、円滑な運営に努める。

〈3つの育成目標〉

- 1 基本的な生活習慣を身につけ、自分で考え行動する
- 2 集団生活の中で社会性を身につける
- 3 育成を通して様々なことを感じ、考え、それを自己表現する

学童クラブの運営に加え、令和6年度からは、本法人として初めて児童館運営を開始する。円滑な運営を図るため、児童館の設置主体である調布市と密に連携を図るとともに、調布市立多摩川児童館の歴史や伝統を引き継ぎつつ、地域とのつながりや信頼関係を構築していく。

また、これまで本法人が積み上げてきた児童対応のノウハウや行事・イベントの企画力、更には本法人の特色を生かしながら、幅広い世代の方が交流できる場を提供し、遊びの価値や児童館の魅力を積極的に発信していく。

調布市放課後子供教室事業「あそびバ」では、放課後の学校施設等を利用して、異なる年齢の子どもたちが、自由に遊びながら交流を図り、安全に安心して遊べる居場所となるよう職員の質の向上に努め、安定した運営を行う。

また、学童クラブや近隣の児童館等との連携、協力を深め、地域のボランティアを活用するなど、日々の活動や様々な行事を通して、子どもたちが社会性や創造力を養うための場となるように努める。

社会環境の変化により、子どもたちの価値観や生活スタイルが多様化し、遊びが制限される時代の中で、それぞれの施設が、子どもたちの「居たい・行きたい・やってみたい」を実現できる居場所の提供に努めるとともに、職員一人ひとりが子どもの人権に対する意識を持ちながら、保護者と共に子どもたちの成長に寄り添った支援を行う。

第2 経営目標

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする中期経営計画の4年目にあたる令和6年度は、放課後児童部門として掲げる経営戦略を実現するため、行動計画に位置付けた取り組みを更に推進する。

また、下記の表のとおり、各施設における子どもたちのケガの発生を最小限に

抑えることを目標に、引き続き、安全で安心な管理運営に努める。

年間延べ利用人数	施設名	受診件数目標
10,000人未満	第三小学校学童クラブ 第三小学校、富士見台小学校、石原小学校、若葉小学校、多摩川小学校、飛田給小学校の各放課後子供教室事業	3件以下
15,000人未満	なないろ第1・第2学童クラブ、わかば学童クラブ、多摩川小学校学童クラブ、あおば学童クラブ、多摩川児童館学童クラブ、多摩川児童館	4件以下
20,000人未満	かみいしわら第1・第2学童クラブ	5件以下

第3 重点事項

1 学童クラブ

(1) 安全・安心な学童クラブ運営

ア 事故やケガの防止と対応

各施設で日々のヒヤリハット事例を記録し、収集された情報は、分析、検討の上、全施設で共有し、予防策を話し合うとともに、きめ細かな環境整備や注意喚起を行い、事故やケガの防止策構築に活用する。

併せて、事故やケガの発生時に迅速な対応ができるよう、各種マニュアルに基づき訓練を行う。

イ 感染症予防対策

年間を通じて手洗いの励行により感染症予防に努めるとともに、日頃より子どもの様子に目を配り、体調変化にいち早く気づけるよう留意する。

併せて、日頃から各施設で嘔吐等があった場合の処置訓練を適宜実施し、対応方法を全職員が熟知し、感染の拡大、防止に努める。

ウ 避難訓練等の実施

緊急時等対応マニュアルに基づき、年間を通して、様々な状況を想定した避難訓練及び防犯訓練を適宜実施し、迅速に対応できるようにしておく。

また、市町村や学校関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する共有に努める。

エ 課題を抱える子どもへの支援

子どもを取り巻く環境が多様化する中で、虐待、性被害、ヤングケアラー等の早期発見のため、日々子どもが発信するサインや家庭状況を鑑み、職員間で情報共有する。

また、必要に応じて関係機関と連携し、家庭を含めて子どもが安心して過

ごせるよう支援する。

(2) 施設間の連携

法人が運営する各施設の代表が集まる会議を毎月開催し、必要な情報共有や運営の方向性を確認し、連携を深める。

また、職員の欠員時にスムーズな応援体制が整えられるよう、近隣施設の環境や児童の様子などを適宜把握し、理解する機会を設ける。

(3) 中期経営計画の取組推進

中期経営計画に基づき「サービスの質の向上」「人材の育成・定着」「業務の効率化」「新拠点の受託」の4つの行動計画テーマそれぞれに掲げる年度別計画の取り組みを推進する。

その中でも特に、「業務の効率化」については、各マニュアルを有効に活用し、統一した手順に沿って効率的な施設運営を図り、業務負担の軽減に繋げる。

(4) 各学童クラブの重点事項

ア なないろ第1・第2学童クラブ

(ア) 集団生活や行事を通して、異学年との交流を深めながら、さまざまな体験をしていく中で、思いやりの心を育み、また自発的に遊びを考え、行動や発言ができるよう導く。

(イ) 職員一人ひとりが、放課後児童支援員としての自覚と責任を持って、子どもたちに寄り添い、子ども一人ひとりの成長や変化を職員全員で共有し、質の高い育成を行う。

イ わかば学童クラブ

(ア) 様々な活動を通して、上級生が下級生の良き手本となり、お互いを認め合い、思いやりをもって過ごすことができるよう導く。そのために、職員は児童一人ひとりの個性を理解し、信頼関係を築いていく。

(イ) 職員一人ひとりが必要な知識と技能の向上に努めるとともに、職員間での情報共有を徹底し、質の高い支援を行う。

ウ 多摩川小学校学童クラブ

(ア) 日々の遊びや行事を通して、子どもたち一人ひとりがお互いの個性を尊重し合い、思いやりをもって過ごせるよう支援する。

(イ) 家庭や学校など関係機関との連携を図りながら、職員間での情報共有を密に行い、足並みの揃った育成をする。

エ かみいしわら第1・第2学童クラブ

(ア) 子どもたちが、集団生活や遊びを通して、思いやりを持って自分の気持ちを言葉で伝えられるよう支援するとともに、お互いを尊重し合い、子ども自身が望まれて存在していることを実感できるように、職員一人ひとりが意識して育成を行う。

(イ) 家庭や学校、近隣学童クラブ、放課後子供教室事業等、子どもが関わる

関係施設と連携を図り、職員間の情報共有を密に行うことで、信頼関係を築き、子ども達が安全・安心に過ごせる環境づくりに努める。

- (ウ) 子どもたちが自分自身で考え工夫し活動できるよう、職員は育成室の環境設定を整え、また子どもの活動を手助けできるよう日々スキルアップに努める。

オ あおば学童クラブ

- (ア) 学童期の経験が子どもたちの自己形成の土台となることを踏まえ、子どもたち一人ひとりが自分らしく自信を持って成長していけるよう支援する。また、子どもたちの主体性を尊重し、子どもたちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりをする。
- (イ) 関係機関や家庭と連携し、子どもたちへの切れ目のない支援体制を構築する。また、地域や近隣施設との関わりを大切にし、地域に根差した開かれた学童クラブ運営を行う。

カ 第三小学校学童クラブ

- (ア) 職員は、集団生活の中で求められる配慮や守るべき決まりを児童に伝え、誰もが安心できる居場所づくりに努める。また、児童が感じたことに共感しながら寄り添い、多様な価値観を認める関わりを大切にする。
- (イ) 地域に根ざした施設運営の第一歩として、連絡アプリを活用した積極的な情報発信と気兼ねなく参加できる交流イベントの実施に重点を置き、保護者との確かな信頼関係を築くことに尽力する。

キ 多摩川児童館学童クラブ

- (ア) 日々の生活や遊びを通じ、異学年との交流を深めながら、お互いを思いやる気持ちを大切にし、一人ひとりがいきいきと活動できる学童クラブを目指す。また、子ども達同士が良好な関係を築けるよう職員が積極的に関わりをもって支援する。
- (イ) 児童館併設学童クラブとして、児童館と連携協力しながら季節事業やサークル活動等の児童館行事にも積極的に参加できるようにし、幅広い年齢層の子どもたちと関わる機会を増やしていく。

2 児童館

(1) 安全・安心な児童館運営

ア 令和6年度から調布市立多摩川児童館の運営を開始することに伴い、調布市と連携しながら、歴史と伝統を引き継いだ運営を行うとともに、これまで法人が培ってきた経験やノウハウを基に、地域の子どもたちや子育て中の親子が気軽に集える場として定着し、各関係機関や地域団体と連携しながら、地域に根差した子ども・子育て支援の拠点となるよう努める。

また、地域の子どもたちをめぐる状況・ニーズを把握し、子どもたちの育

ちや安心・安全な環境づくりを支援するとともに、児童館活動を通して、様々な遊びや居場所を提供し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館となるよう努める。

イ 緊急時への備え

緊急時対応マニュアルに基づき、地震や火災等の避難訓練や不審者対応訓練等を適宜実施するとともに、調布市立多摩川児童館が河川の氾濫等による浸水想定区域となっているため、水害による避難も含めて非常時の対応に備える。

また、AEDの設置場所を把握するとともに、使用方法について基本的な操作等ができるよう普通救命講習を定期的実施する。併せて、食物アレルギーや嘔吐等の処置訓練を適宜実施する。

ウ ヒヤリハット事例の共有

職員の安全に対する意識をより一層高めるために、日々のヒヤリハット事例を記録する。そのうえで、職員間で情報共有し、予防策を話し合うとともに、きめ細かな環境整備や注意喚起を行い、重大事故防止に努める。

(2) 近隣施設との連携

ア 地域におけるネットワークづくり

0歳から18歳まで切れ目なく子ども・子育て世代を支える地域の環境づくりを行うため、児童館内の活動に限らず、「出張児童館」を実施するなど、地域に積極的に関わることで、顔の見える関係性を構築し、地域で子どもの育ちや子育てを支え合うネットワークづくりに取り組む。

イ 課題の発生予防・早期発見

地域の身近な児童福祉施設として、虐待、不登校、見えない貧困など、課題の発生予防・早期発見の役割を担うとともに、困難を抱える子ども・若者を支援するため、地域や関係機関と連携しながら、適切な支援ができる体制を構築する。

(3) 子育てひろば

ア 子育て家庭に対する相談・援助

子育て中や妊娠中の方を対象に「心豊かに健やかな子育て」を支援する場として、赤ちゃんひろば、幼児ひろば、保健師による講座や助産師相談等を実施する。

イ 子育て家庭の交流の場の提供

地域の身近な場所における乳幼児親子の居場所と交流の場を提供し、育児不安や孤立した子育ての解消に努める。

また、お便り等を活用して、活動内容を広く積極的に地域に向けて発信するとともに、保育園や学校、子ども家庭センターすこやか等と連携しながら、地域における子育て支援ニーズを適宜把握し、来館者数増に繋げる。

ウ 地域と連携した子育て支援

子育て家庭が抱える問題の発生予防・早期発見に努め、適切に専門機関との連携を図る。

また、乳幼児施設連絡会等の開催を通じて、子育てに関するネットワークを築き、地域の情報を共有するなど、子育てしやすい環境づくりに努める。

(4) 中期経営計画の取組推進

中期経営計画に基づき「サービスの質の向上」「人材の育成・定着」「業務の効率化」「新拠点の受託」の4つの行動計画テーマそれぞれに掲げる年度別計画の取り組みを推進する。

3 放課後子供教室事業「あそびバ」

(1) 「あそびバ」の名称定着化

令和5年度から従前の「ユーフォー」から「あそびバ」へと名称が変更されたことから、市と連携し、広報やイベント等を通じて「あそびバ」という名称が定着するよう取り組む。

また、事業内容の充実が求められることから、児童一人ひとりが様々な体験や経験を通して、充実した時間を過ごすことができるよう、職員間でアイデアを出し合うとともに、東京都の専門人材プログラムや民間企業の社会貢献活動等と連携し、イベント等を企画・実施していく。

(2) 安全・安心な「あそびバ」運営

ア 開設時間の延長に伴う対応

すでに試行している3施設(若葉小学校あそびバ・多摩川小学校あそびバ・富士見台小学校あそびバ)に加え、令和6年度から第三小学校あそびバでも開設時間を延長することとなった。職員体制を整え、市と連携しながら、児童が安全で安心できる居場所の提供に努めていく。

イ プレイルームの移転に伴う対応

第三小学校の教室使用変更に伴い、「あそびバ」のプレイルームが、同敷地内で移転し、新たな環境で事業運営を行うこととなった。そのため、安全・安心を第一に心掛け、児童の動線等においては学校側と連携するとともに、職員間での事前のシミュレーションを重ねるなど、職員が運営方法についての理解を深めたうえで児童の受け入れを行う。

また、定期的に運営方法を点検し、必要に応じて見直しを行うなど、児童が安心して過ごすことができる環境整備に努める。

ウ アクシデントシート及びヒヤリハットシートの活用

毎月実施している各施設の職員会議においてアクシデントシート及びヒヤリハット事例を共有し、大きな事故やケガを未然に防ぐ対策を講じるとともに、日頃から職員がヒヤリハットに気付けるよう意識づけを行う。

また、子ども目線での危険な場所や行動範囲等の再確認を行い、予防策を講じるとともに、利用人数が大幅に増加する保護者会時等においては、小学校と連携し、事前のスケジュール確認及び適宜職員の加配を行い、児童の安全を確保する。

エ 緊急時対応への備え

緊急時等対応マニュアルに基づき、地震や火災等の避難訓練や不審者対応訓練等を関係機関の協力のもとに実施し、非常時の対応に備える。

特に、令和6年能登半島地震の発生を受け、施設内において家具等の転倒や高い位置からの物品落下がないか点検を実施し、必要に応じて対策を講じる。

また、AEDの設置場所を把握し、基本的な操作等ができるよう講習等を受講するとともに、基本的な応急救護についての対応方法等を職員間で確認・共有する。

(3) 職員の資質向上

ア 子どもの人権に対する意識啓発

放課後子供教室事業に携わる職員としての役割や社会的責任のほか、自らの言動や行動が子どもたちに与える影響の大きさについて、職員一人ひとりが日頃から意識するよう、子どもの人権擁護セルフチェックシートを活用し、自らの言動や行動を振り返る機会を設けるなど、子どもの人権に対する意識啓発につなげる。

イ 食物アレルギー対応

土曜日や三季休業中等の学校休業日においては、子どもたちが施設内でお弁当を摂ることから、全職員が市主催の食物アレルギーに関する研修を定期的受講するとともに、毎年各施設で実施している自校研修を通して、エピペンの使用方法や食物アレルギー対応等についての見識を深める。

ウ 配慮を要する児童等への対応

配慮を要する児童等の利用にあたり、保護者をはじめ、学校や地域、関係機関と連携するとともに、職員それぞれが研修等に参加し知識の向上を図る。

また、毎月実施する各施設の職員会議において議題として取り上げ、情報の共有及び対応方法等に関する共通認識を図る。

(4) 中期経営計画の取組推進

運営マニュアルの読み合わせを実施するなど、業務の点検、現状確認を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行いながら、業務の標準化及び効率化に向けた取り組みを推進する。

令和6年度社会福祉法人東京かたばみ会事業計画

発行日 令和6年3月28日

発行 社会福祉法人東京かたばみ会

住所 〒182-0015

東京都調布市八雲台1-5-5

TEL 042-484-8551

FAX 042-484-8411

E-mail yagumoen@oregano.ocn.ne.jp

URL <http://www.katabamikai.jp/>
